

総務委員会会議録

平成30年8月3日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：27

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. イオン穂波店PRブースの設置について (情報政策課)
2. 平成30年7月豪雨について (防災安全課)
3. 「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」の策定に係る経過について (総合政策課)
4. 「スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚」の開催について (国際交流推進室)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

入札制度について、ご説明いたします。平成30年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

資料の入札制度についてをお願いいたします。まず、平成30年度工事契約落札率別内訳表のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成30年6月末現在の工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円超えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。6月末までの入札件数といたしましては、38件、契約金額の総額は8億365万1760円でありまして、その平均落札率は92.2%となっております。

次に、平成30年度条件付一般競争入札実施状況につきまして、ご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成30年6月末現在の条件付一般競争入札の実施状況でございます。本年度は6月末までに9件の条件付一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が4件、建築一式工事が5件となっております。9件すべて最低制限価格で応札がなされ、8件についてはくじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、2ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、88.69%となっております。

次に、平成30年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況につきまして、ご説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、6月末までに1件実施しております。なお、落札率につきましては、93.99%となっております。

以上簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

ただいま入札の結果のご報告がありましたけれども、私はせんだって、入札が不調になったと聞きを及んでおります。この入札不調についてお尋ねしていいですか。今回不調となった立岩交流センターの建築工事の概要は、どのようなものなのをお尋ねいたします。

○契約課長

ただいまの交流センターの件につきましては、6月22日に公告をいたしました立岩交流センターの建設工事でございますけれども、参加申請者の受付を6月22日から7月13日といたしておりました。その結果、参加申請書提出事業者がありませんでしたので、入札を中止いたしております。

改めて本日、飯塚市建設工事有資格者名簿に登録されております、市外の建築一式に登録のある総合評定値1500点以上を参加条件といたしまして、公告をいたしております。参加申請受付期間は8月3日から8月21日までとしておりまして、9月4日を入札というふうにいたしております。

○古本委員

何か市外業者云々とか、その辺のところはスピーディーになにか進みよるのかなと、そういう感想ですが、不調の原因ですが、これはオリンピック等も近くなりまして、建設単価等の高騰が続いているんじゃないかと考えます。このような状況の中で、今回の発注価格の積算は、間違いないのかどうかお尋ねいたします。

○契約課長

不調になりましたので、再度、設計金額について、積算の見直しを行いましたけれども、差はございませんでした。

○古本委員

価格が妥当ということであれば、工事の内容に問題があったということですかね。例えば市内業者では対応が難しいとか、こういうことはないのかとか、この辺はどうですか。

○契約課長

不調となりました7月13日以降に、当初の想定といたしましては、国、県を含みます事業、それから民間などの手持ち工事をそれぞれ業者の方々が所持ちであるのではないかといったようなこと。または、技術者の配置ができないといったような事情があるのではないかと。先ほど委員がおっしゃられましたけれども、市の設計金額と業者の積算との差異があるのではないかなど、それぞれの個々の事情があるものではないかというふうに考えておりました。

○古本委員

行政として、そういう手持ち工事といいますか、そういう手持ち工事を抱えた業者があったような部分は何か情報等も含めて調べてありますか。

○契約課長

特に調査を行っておりません。

○古本委員

価格も妥当であり、工事の内容も市内業者で対応可能、手持ちの業者もいないとなれば、なぜ全く応札がなかったのか。執行部として、原因は何があったのか、何と考えておられるでしょうか。その辺のところをお尋ねいたします。

○契約課長

今回は、総合評価方式ということで入札のやり方を変えております。それに対しまして、やはり内容について、よく理解されていなかったというようなことも考えられるかと考えております。

○古本委員

今回の件はある意味、異常事態であると思います。地元業者の保護育成を責務として認識されているのならば、執行部としては、業者からヒアリングを行うなどして原因を把握する必要があったのではないかと思います。地元業者への対応が非常に冷たいような気がします、その辺はどうですか。

○契約課長

今回の制度の導入につきましては、去る6月にそれぞれ該当となります業者様のほうに説明会を行っております。その中でも、種々意見はいただいておりますけれども、制度そのものが県でも実施をされておりますし、飯塚市としましては初めての経験でございますが、業者様のほうには経験もあることではないかと考えております。今後、このような事態になりましたので、その内容も含めまして、今後も検討を続けてまいりたいというふうには考えております。

○古本委員

このような異常事態が発生したのならば、直ちに執行部は原因把握に動くべきだったと私は考えます。地元業者の保護育成を掲げている執行部としては、今回の対応は、問題があったのではないかと。そう思います。さてそこで、今回不調となった立岩交流センターの案件ですが、先ほど今後の方針を報告されました。その中で、例えば、市外業者に発注する、この辺のところはある意味、地元業者がだれも応募されなかったわけですから、その辺のところは私も深く言えませんが、市外業者に発注した後、何か地元業者と一緒にできるようなことが、発注の中できませんかね。どうですか。

○契約課長

今回市外業者にということで、公告いたしておりますけれども、その中で評価項目につきまして、新たに地場企業の活用ということで評価項目を設けてございます。その中につきまして、地場企業への下請の割合ということで、40%超え、30%超え40%以下、20%超え30%以下、10%超え20%以下と、10%以下ということで、5つの区分に分けて、それぞれ下請割合についての加点をするということで、今回は評価項目の見直しを行わせていただいております。

○古本委員

100%市外業者にいってしまう部分で考えると、少しは評価できますけれども、本当に市外に仕事を発注するという部分においては残念でなりません。今回、不調となった原因も正直把握していないのに、安易に市外に発注するとは余りにも市内業者への配慮がないと思います。我々議会もそのような執行部の対応は理解できない。ぜひとも考え直していただきたい。一応要望しておきます。

次に、総合評価方式の導入について、お尋ねをいたします。今回の案件は、本市が初めて総合評価による入札としておりますが、これはさきに開催された総務委員会で報告されましたが、いま1度、総合評価方式の導入に至った経緯、また、導入理由について、先ほどかいつまんでありましたけれども、詳しく説明していただきたいと思っております。

○契約課長

この総合評価競争入札の目的でございますけれども、公共工事に関しましては、従来価格のみによる競争が中心でありました。厳しい財政状況のもと、公共投資が減少していく中で、その受注をめぐる価格競争というのが、激化をいたしておりました。その中において、著しい低価格による入札が急増するという点において、工事中の事故ですとか、手抜き工事の発生、下請業者、それから労働者へのしわ寄せなどにより、公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっていた背景がございました。これに基づきまして国のほうで公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されまして、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮しながら、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされる

ということによりまして、確保されなければならないというふうに規定をされております。公共工事の品質の確保のための主要な取り組みとして、総合評価方式を導入したということでございます。

○古本委員

総合評価方式については、あくまでも執行権の中で、導入をされておりますが、この方式に至る前に総務委員会には、入札制度が特別付託されておりますので、例えば、導入前に委員会に報告して研究検討すべきではなかったかと考えますが、その辺のところはどう思われますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 14

再開 10 : 15

委員会を再開いたします。

○契約課長

ただいまお尋ねの件でございますけれども、本年1月31日の総務委員会におきまして、ご説明を差し上げまして、試行的に導入するというところで報告させていただいております。

○古本委員

そのとおり報告は受けました。私は、調査研究をこの委員会ですべきじゃないかというような質問を今したわけですよ。この総合評価については、自分も一部は理解しております。この方式の導入が、本市にとって、今本当に必要であるのか。市内業者の状況を十分に考慮したのか。導入時期が適当であったのかなど、課題が山積していると私は考えます。執行部の慎重な姿勢を要望しておきます。このように、今総合評価方式の話をさせていただいたんですが、ちょっと総合評価方式とはかけ離れておりますが、この際ですから、考え方をお尋ねいたします。市内業者による組合結成、任意団体について、お尋ねをいたします。個人的に得た情報であり、未確認であります。聞き及ぶところによれば、市内業者が組合を組織するかもしれないとのことであります。今回の入札不調を受けたときの事情把握のため、また、7月6日から大雨による災害発生に対する早急な対応実現のため、例えば、業者による任意の団体が存在して、窓口が明確になり、ひいては執行部と業者との連携なり、情報交換が速やかになることについて、執行部の見解はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○契約課長

その件につきましては、全く否定するものでもございません。

○古本委員

もうちょっと違う答弁があるかなと思いつつ期待してたものですから、私は組合の部分は否定も肯定もという中でいくならば、今はこの現状が現状ですから、水害もありましたし、いろんなことを考えます。通常は、そういう質問をしたら、入札談合を助長するよとかいうようなことがでるかなと思って、構えていたんですが、そういうことじゃなくて、安心しました。入札における異常事態発生の原因究明のため、円滑な情報交換が可能となる、もしくは先ほど言いました災害への迅速な対応のため等々を受けて考えたときには、私は、必要かなというふうに思います。執行部におかれましては、今回の入札不調を受けて、その原因も究明せずに安易に、例えば市外業者に発注するなど、ある意味、冷たい市政運営を避けていただき、市内業者の保護育成という大義を厳守して事務の執行に当たっていただくよう、要望させていただきます。先ほど説明がありましたけれども、その中でもしっかりと市外業者ばかりじゃなくて、市内業者を擁護していただきたいと思っております。税金を払いよるのも市内業者ですから、その辺のところ、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

総合評価方式については、今答弁があったとおり、1月31日の総務委員会で報告があり、説明もありました。4月から試行するという事です。この制度について、なぜかということについて、今契約課長が言われたように、品質の確保の懸念が生じる事態が、全国的にはあると。だから、国、あるいは県でこういったことを研究したんだということなんだけど、1月31日に私聞いたでしょう。本市において、そういう事例があるかと、それはないということだったんですね。懸念はあるのかと、それもないわけでしょう。ないのに、国、県が恐れがあるからといってあるものをなぜ飯塚市でやるのかと。これについては答弁がなかったんです。だから品質のことについては、あなた方の認識で言えば、問題がないわけです。従来の入札制度で。一方、地元業者の育成にこれが寄与すると言われてました。それで、あなた方が言う地元業者というのはだれのことかと聞いたんですよ。これも答弁がなかった。私は、この総合評価方式がこういう背景のない中で飯塚市に持ち込まれるならば、強い者がより強くなりますよ。仕事をすれば実績ができるわけですから。大きくなれば、いろんな点数をとってこれるでしょう。県からもらう点数もあるけど、だから強いのはどんどん強くなる。そうしたら、弱い者がどんどん弱くなる。最悪の場合は、このあいだ副市長も別の質問で言われたけど、業をやめるところもあるように聞いているということだけど、実際そうになっていくわけでしょう。にもかかわらずあなた方は、1億5千万円以上の議会議決が必要な契約については、これでやっていきますというわけでしょう。なぜ試行ですかと聞いたじゃないですか。なぜ試行と呼ぶんですか。いつまでですかと、期限がない試行をやるというわけでしょう。なぜ試行かという1億5千万円のランクをさらに下げていくというわけでしょう。実際にやっていく中で。そうすると、いま言った強い者はより強く、弱い者はより弱く衰滅していく道、これが、あなた方の市政運営の中で加速するということを示しておるんじゃないかという状況の中で、1回目の総合評価方式による入札が行われて、だれも応えてこないということでしょう。先ほどからその原因について調査をすべきではなかったのかということなんだけど、それはどのように行われたのか、お尋ねします。

○契約課長

これにつきましては、飯塚市のほうから、業者様のほうに調査等は行っておりません。しかしながら、その後、8月1日に市内建築一式S I等級の業者の方々が来庁され、その中で意見交換を行っているところです。その主な内容につきましては、総合評価方式となると、総合評定値の高い業者の落札が続くのではないかとの意見をはじめ、制度の導入について、意見交換を実施してほしいというようなご意見、それから評価項目の内容につきましては見直しができないかなどの意見が出されております。あわせて、このような内容の意見を含みます要望書もいただいているところでございます。

○川上委員

市長、S I業者の皆さんが8月1日に来なかったら、飯塚市としてはどうということだったんですかね。不調になった原因については、どうするんですかね。

○契約課長

評価項目につきましては、県の評価項目にならって制度設計をいたしております。今回そのようなことで、こういう不調になったということで、それにつきましては、県も含めまして内容等の見直し、それから、飯塚市に本当に項目そのものがあっていただけたのかということも含めまして、検討したいというふうには考えておりました。

○川上委員

考えていたということであれば1番に考えるべきは、地元業者の方に事情を聞くということではないんですか。8月1日に要望は聞いたと。今回の不調のことについての事情を聞いたかということが問われるわけですね。聞いたんですか。

○契約課長

聴取は行っておりません。

○川上委員

不思議と思いません。不思議と思いますよ。ちょっと先回りしてひとつ聞くけど、警察にはどういふふうに報告、説明していますか。

○契約課長

警察のほうには報告は行っておりません。

○川上委員

それはなぜですか。なぜ報告しないんですか。

○委員長

川上委員、入札制度に関する質問はいいですけど、全く今回の参加者がいないから、今の質問は警察に報告をなぜしないかと、ちょっと質問の的が外れているんじゃないかなと思いますんで、そのあたり、是正して質問をしていただきたいと思います。

○川上委員

業者が話し合って、入札に応じないと意思一致をしていたとすれば、調査をした上で、警察に通報するしないし、相談するのは当たり前じゃないですか。なぜそれをしないのかと言ってるわけです。

○契約課長

不調となりまして、これまでも警察のほうに相談したことはなかったかのように考えております。不調となりましたのは先ほど申し上げましたけれども、想定といたしましては、民間をはじめとする国、県の公共工事等の手持ち工事があるのではないかと。また、技術者の配置ができないといった事情があるのではないかと。また、市の設計金額、それから業者の積算金額との差異があるのではないかとというようなこと、そのような事業者個々の事情があるのではないかとというふうに考えておりましたので、警察のほうには報告しなかったということでございます。

○川上委員

もし業者が結託して入っていかないということであれば、これは競争入札妨害に当たるんじゃないですか。当たりませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 27

再開 10 : 28

委員会を再開いたします。

○契約課長

今回は参加申請書の提出ということございまして、それぞれ参加をされるということは、業者様のほうのご都合で自由であるというふうに考えております。そのようなことから入札の妨害というようなことではないというふうに考えております。

○川上委員

事情を聞けばいいじゃないですか、だから。あなた方が事情を聞かないから、真実に接近できないでしょう。先ほどシステムのことと工事内容のことについて、問題があったから不調になったのではないかと。それに対してまともな答弁してないけど、真実に接近しないから事態が究明できないでしょう。何で不調になったのか、あなた方はわからないんでしょう、今。わかるんですか。

○契約課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、参加の意思がなかったということで、それぞれ業者個々の事情があるのではないかとというふうに考えております。

○川上委員

いかげんなことを言ったらだめですよ。1月31日にあなたの前任者の契約課長は何と言っているんですか。そうですね、確実にそういった形で今言われたとおりになるかどうか、試行導入をしてみてそれを検証した上で、実際総合評価方式がうちの入札制度の適しているかどうか、そういうところも当然検証する必要がありますので、それからの判断になると思いますとか言ってるんですよ。だから試行という意味はこういうことが起こる。起こった。このときにきちんと検証するというのをやりますというふうに答弁しているじゃないですか。なんで事情を聞かないんですか。

○契約課長

このような不調というのは、正直想定もしておりませんでした。これも繰り返しになりますけれども、業者さん個々の事情ということがあってはないかというところで考えたということでございます。

○川上委員

その事情を考えなくて聞けばいいじゃないですか。検証していかないといけないでしょう。さっき私は警察への通報と言ったけど、先ほど異常な事態だというふうに言われているけど、それほどの異常な事態が生じているんですよ。ところで、この立岩交流センターの整備費は幾らですか、総事業費は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:32

委員会を再開いたします。

○地域拠点施設整備室主幹

立岩交流センターの総事業費につきましては、用地取得を含めまして、現時点で約6億7千万円となっております。

○川上委員

でき上がりは幾らかかりますか。

○地域拠点施設整備室主幹

入札等が最終的に今から行われてまいりますので、でき上がりにつきましては、現時点では幾らということちょっと言い難いと考えております。

○川上委員

じゃあ、行政経営部長にお尋ねしますが、財政見通しでこの事業は幾らになってますか。

○行政経営部長

申しわけありません。いま資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

では、立岩公民館を解体して完全に終わるまで15億円かかるんでしょう。そういう規模の仕事を今

しよるわけでしょう。その最初の工事が3億何千万というわけでしょう。取っかかりの仕事で、入札に失敗して事情も調べない。警察にも相談しない。こういう試行というのがありますか。何かおかしくないですか。あなた方の考え方が。市民に借金してもらってやろうとしている事業なんでしょう。こういう入札とかでいいんですか。市長、どう思いますか。

○総務部長

この総合評価方式を初めて導入させていただいておりますけれども、その中で今回、不調に終わったということについて、先ほどから内容については、あくまでも応募ということでございますので、業者間の個々の事情によるものということで、私どもは理解をさせていただいております。

○川上委員

だからその事情を聞いたらどうかと言ってるじゃないですか、さっきから。検証すると言うんだから事情を聞かないとしょうがないでしょう。そもそもあなた方は、検証という言葉も使った。1月31日には。もう一つ言葉を使ったでしょう。さっき言った、地元業者育成と言ったじゃないですか。今度は検証も何もせずに、検証しないんでしょう。検証せずに、2回目の再公告をやろうというわけでしょう。再入札をやろうというわけでしょう。市外を対象にするというんでしょう。そしてあなた方の言う地元業者というのは、市外業者を入れるということとどういふふうに整合性がとれるんですか。そこを片峯市長、聞かせてください。

○契約課長

内部におきましていろいろと協議も重ねておりました。それで、不調といいますか、参加の意思がないという判断のもとに、今回このような2回目の公告ということになっておりますけれども、立岩交流センターの供用開始そのものが2020年1月を予定しているということも考慮いたしまして、今回このような事態になりましたので再度市内業者のほうに参加申請業者がないという可能性も考えられたということが一つと、それと供用開始がおくれるということになりますと発注をおくられられないということの判断をいたしましたので、2回目の公告に至ったということでございます。

○川上委員

意味がわからんですね。試行しているのに検証しない。なぜ失敗したかわからんずくまたやる。やるときは自分たちが地元業者を育成したいと言ってたのに、市外業者を呼び込む。意味がわからないでしょう、自分たちで。一般競争入札、指名でもいいんですけど、そのときにS I等級の業者が足りない事態が生じるとまずいよねということで、それもあって、格付けを変更したでしょう。今までは、強いものがどんどん強くなるばかりでいけないということで、6年間はある工夫をしてきたでしょう。工種を変更する、土木から建築にかわる時は、仮に点数が高くてでも1ランク下げ、1年間は頑張ってもらおうというふうにしましたね。しかし、S Iの業者が足りないとか何とかいうこと、平等とかいうことがあって、ことしからS I等級がふえるようにしたでしょう。S I等級の業者名を全部言ってください。

○契約課長

本年度登録されておりますS I等級の業者名でございますが、まず(株)サカヒラ、(株)赤尾組、九特興業(株)、大和興業(株)、(株)中村建設、協同建設(株)、(株)鈴木建設、(株)西組、(株)春田建設、友信建設(株)、(株)山下工務店の11者となっております。

○川上委員

その11者のうち格付変更によって、従来の格付けだとS Iでないんですけど、今回、制度を変えたためにS Iになった業者がありますか。あれば、それを教えてください。

○契約課長

他の工種からの変更ということでございましたら、(株)サカヒラとなっております。

○川上委員

そのサカヒラだけが新たにS Iになったわけですか。S Iから外れたところがありますか。

○契約課長

(株)瑞建工務店がI等級となっております。

○川上委員

そうしたらプラスマイナスは変わらないんだけど、勢いのあるところになったということになるわけでしょう。あなた方がなるようにしてあげたわけやから。そういうふうにはS Iがそろったのに不調になったんですよ。ことは重大じゃないんですか。飯塚市の住民の福祉の増進にとって公共工事、公共事業で決定的でしょう。今度のは特に立岩交流センターだから、福祉の拠点ですよ。災害拠点の一つですよ。その工事が地元業者でできないんです。3億円ぐらいの工事が。ずっと飯塚は公共工事の入札に当たっては、二つの原則できたでしょう。品質でしょう。地元業者じゃないですか。そのために、キーワードは分離分割発注でしょう。これですときたでしょう、一般競争入札で。私が新種の官製談合だと言った鎮西小中一貫の100%、1から5まであったけど、それ以外はそうでたらめなことはなかったんですよ。あなた方が総合評価方式をごり押しして試しにやってみる。大失敗している。でも足元を見て、検証もしない。今度は市外業者を入れてやります。3億円ぐらいの工事ですよ。今までのあなた方の市政運営、それから答弁したこととどういう整合性があるんですかね。今やろうとしていることは。副市長が業者選考の責任者だから、副市長が答弁されますか。

○副市長

先ほど来、契約課長が答弁しておりますように、S Iを頭にしたベンチャーで公募いたしました。1者も応募がなかったということでこれについては先ほど答弁しておりますように業者さんのそういう自分たちの意向で出してこなかったというように理解はさせていただいております。ただ先ほども契約課長が言いましたように、交流センターの供用開始の日程が決まっております。それに間に合わせるためにはI等級ができないから、S IもI等級の中ですので、I等級ができないからII等級に落とすと、市内業者ですということ、格付上この工事についてはできません。それ以外に、この工事を早急に進めていくということになれば、市外業者という選択肢しかございませんでしたので、市外業者でいくという選択肢をとってそれで決定させていただきました。

○川上委員

二つ道があるのに一つしか道がないように今おっしゃったわけですよ。総合評価方式をやればいいじゃないですか。これは試行だから。必ずそれでいかないといけないということはないでしょう。これまでどおりの競争入札をかければいいじゃないですか。総合評価方式でなく。その選択肢を検討したんですか。

○副市長

総合評価方式につきましては、先ほどから質問委員も言われるように、試行ということで、導入させていただいております。ただまだ1回もせずに今回、公募させていただきましたけど、市内業者の応募がなかったということで、市外業者も総合評価方式でやります。何も今回市外業者にしたから一般競争入札ですることではございません。先ほど契約課長が言いましたように評価の中に市内業者を40%とか決めて、そういう評価基準も決めて市内業者も、この工事にかかわれるような仕組みをつくらせていただいていると考えております。それで総合評価方式につきましては、先ほど8月1日に関係の方々との意見交換会をさせていただきました。その中で今我々は当然福岡県に習いながら、評価基準等もつくっ

ております。そういう意見交換会の中でも、ちょっと発言させていただきましたけど、飯塚市にあったような総合評価方式を今後、まだ1回も市内業者で経験しておりませんので、検証するにも1回もしておりませんので検証もできませんので、市内業者の方々と総合評価方式について、どういうやり方をしたらいいのか、今後、勉強会をさせていただいてということで、そういう決定を業者さんとは決定させていただいておりますので、今後、飯塚市が総合評価方式を導入するに当たっては、どういう方式がいいのか、そこで勉強会をしながら、時間をかけてつくり上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

供用開始時期が決まっています、おしりが決まっているから急がなくてはいかんというわけでしょう。そうしたら従来どおりの入札にすればいいじゃないですかというのが、私が言ったことです。これは全然検討してないという答弁をしたんですね、今。あくまでも総合評価方式にしがみつくといい、飯塚の状態にあった総合評価方式に変えていけばいいじゃないかとなりました。もともと国と県が、飯塚市に必要なという背景がない、品質の問題でも、何の問題もないとあなた方が言っているのに、国と県に押しつけられて総合評価方式を持ち込んでいるんでしょう。そして結論は何ですか。3億円程度の工事なのに、市外が入ってくるというだけじゃないですか。そして、あなた方は飯塚にあった総合評価方式とか言うけど、前の競争入札の段階でも、私も新種の官製談合と言ったけど、そういうものが行われたわけですよ。1から5まで全部100%とかないでしょう。1者入札で。そして、今度、強い者がより強くなっていく傾向を見ている総合評価方式の中であなた方が業者と話し合っただけという話になってきたら、総合評価方式のもとでのさらなる官製談合という道が出てきたら大変でしょう。だから、わけもわからず必要性もないのに持ち込んで失敗した。でも検証せずに先に進んでいく。何が待っているんだということなんですよ。これから150億円ある財政調整基金を5年間で半分にして、10年間で20億円しか残らないような財政運営をあなた方はしようとしてるんだけど、大丈夫ですか、こんなやり方の試行、期限の定めのない試行を続けていく。対象も1億5千万円からさらに下げていく。建築と土木だけじゃないですよ。全工種に広げていこうというわけでしょう。どういう飯塚市の公共工事体制ができていくか、考えてもわかるでしょう。若い人はどこで働いていくんですか。総合評価方式の点数の中に市外の業者であっても、地場の業者を使えば点数が上がっていきますとか、それは地場の業者はみんなひれ伏せないといけないということでしょう。自前の会社は残るんですか。本当の意味で。地元の業者は全部ひれ伏して行って市外の強力なところに。飯塚の若者たちはどこで働いていくんですか。そういったことも問われてくると思いますよ。だから私は、今飯塚市は再公告をやるとか言ってるんだけど、総合評価方式はやめたほうがいい。違う方式で、そうじゃない方式でやればいいでしょう。そのことを立岩交流センターをとおして、総合評価方式の問題について、あなた方がしかるべく検証をしつつ、立岩については従来方式でやったらどうかというのを提案しておきたいと思います。

それから随契の問題について、随意契約について、わかりにくい事態が本庁舎の目の前で起きているので質問したいと思います。本庁舎前の本庁舎来庁者用駐車場整備ということなんですけど、このことに入る前に、これは本庁舎整備をしたために必要になった工事なんで、本庁舎と周辺工事で総額幾らかかるのか、お尋ねをしたいと思います。

○総務課長

庁舎建設事業費、現在のところ契約金額の合計で81億3千万ほどとなっております。

○川上委員

それは利息を入れたらどれぐらいになりますか。

○総務課長

申しわけございません。利息を含めた金額までは把握いたしておりません。

○川上委員

市長、家を買うときにローンを組むでしょう。それで利息がどのくらいなるかというのは考えないですか。飯塚市は。行財政部長がいるからわかるでしょう。

○総務課長

今手持ちの資料がございません。申しわけございません。

○川上委員

手持ちの資料とかなくても、行財政部長がおるんだからすぐわかるよ。

○委員長

川上委員、お願いします。いま資料を持ってきますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 51

再開 10 : 51

委員会を再開いたします。

○川上委員

利息も考えない仕事をしておるといことですよ。そうでしょう。資料がない。取りにいきます。頭の中に入ってないの。市民の肩にのっていくものだから。自分たちの肩にのらないんでしょう。市民の肩にだけのっていく。そういうものについては関心がないということがよくわかります。それで、本庁整備、本体の整備の入札をしたでしょう。入札結果を教えてください。

○総務課長

本庁舎の工事の入札でございますが、工事費合計で69億9千万円となっております。

○川上委員

それは落札でしょう。どこが落札したんですか。

○総務課長

本庁舎の建築工事が大林・鈴木・中村特定建設工事共同企業体でございます。

○川上委員

飯塚市のS Iを教えてください。

○総務課長

鈴木と中村でございます。

○川上委員

それは落札した業者です。応札したけどもとれなかった業者、応札金額は幾らですか、業者名、そのうち、本市のS Iの名前も教えてください。

○委員長

川上委員、この入札制度と本庁舎の入札、どういった関連があつて質問をされてるんですかね。

(発言する者あり)

わかりました。暫時休憩いたします。

休憩 10 : 53

再開 11 : 05

委員会を再開いたします。

○契約課長

飯塚市新庁舎建設工事の入札結果でございますが、まず二つの共同企業体のほうで応札をされております。先ほど答弁申し上げましたけれども、一つが鹿島・九特・赤尾特定建設工事共同企業体、それからもう一つが大林・鈴木・中村特定経営建設工事共同企業体となっております、入札の結果、最低制限価格で大林・鈴木・中村特定建設工事共同企業体が落札をいたしております。

○川上委員

数字の確認だけど、鹿島をヘッドにした共同体のほうの応札金額は幾らですか。

○契約課長

鹿島の共同企業体のほうでございますけれども、45億5500万円。それから、大林・鈴木・中村の共同企業体でございますが、41億8908万7千円となっております。

○川上委員

相当な差がついてるんだけど、それで駐車場については、有料駐車場を第3駐車場ですべてやっていますね。あれに4千万円ぐらいかけたでしょう。それで10月から、あれは市民の一般開放はもうやめるんですね。公用駐車場にするわけでしょう。それで市民の一般駐車場は、庁舎前の今工事中のところということになってくるわけですね。立岩公民館の道路挟んで向かい側もう残るでしょうけど。なぜかというとならば第2別館を解体する時期が決まっているから、かなり全体を無理しないといけないというふうに把握しているけど、そういう把握でいいですか。

○総務課長

駐車場のローリング計画につきましては、現在、旧庁舎の解体終了後、正面駐車場の整備を行っております。それが終了いたしましたあと、第2別館敷きの公用車駐車を、今現在有料駐車場にしております第3駐車場に仮移転しまして、第2別館の解体工事を11月中旬までの完了を目標に取りかかります。引き続き第2別館の解体後から、公用車駐車場の整備工事に取りかかしまして、この公用車駐車場の完成により、すべての本庁舎駐車場整備工事が完了を迎えることとなります。

○川上委員

本庁舎前の駐車場整備にかかるお金がどれぐらいかというとならば1億7201万ぐらいかかりますね。もともとの発注、入札による契約金額と、それから、あとで聞くんだけど、随意契約によって、飯塚市がここの業者にとにかく仕事をしてもらおうというのをあわせると今言った額ですよ。これに実はもう秋には使用中止する有料駐車場の整備、有料化のための機械、あれは4千万ぐらいするので、あわせると2億円を超えるお金が1年足らずの間に駐車場整備のために、市民感覚からいけば湯水のように使われるわけですね。それで本庁舎来庁者駐車場整備についてですが、どういう考え方で整備するのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:10

再開 11:11

委員会を再開いたします。

○総務課長

正面駐車場の整備につきましては、一般車駐車が111台、それから身障者用駐車が8台、それから駐輪場、自転車バイク等の駐輪場につきまして、15台分を整備する予定となっております。

○川上委員

そうすると、111台のために1億2千万をかける。そして身障者用8台と駐輪場15台のために、5千万かけると、概算でいうとそういう金額になりますか。

○総務課長

おおむねそのとおりでございます。

○川上委員

身障者用は思いやりということで表現されてるけど、庁舎に近いほうにということなんですね。それで、難しい工事ではないんですよね。駐車場の整備は。2億もかけてやるんだけど、いつの会議で、工区をどのように割ったのか。工区というか工事の役割分担をどのように割ったのか。いつまでにそれを終わらせるつもりだったのか、工期を、それを答弁してください。

○土木建設課長

本庁舎前乗降者駐車場整備の考え方でございます。こちらのほうは、現在の土木工事の発注前に工程の割り振りといいますか、役割を考えております。その中で公用車駐車場の年度内での完成を考慮いたしまして、この第1駐車場の整備を遅くとも9月末までの工期とし、可能な限り早期に供用開始することを、図ることを考えておりました。標準工期を勘案しますと、9月末までの工期設定が困難となることから、土木工事と舗装工事、表層のみを分離発注する計画としたものでございます。

○川上委員

わかりにくいでしょう。その会議は、いつ行われたのか、何という名前の会議か教えてください。

○土木建設課長

申しわけありません。時期につきましては、1月末に発注作業を行っておりますので、年明けになってからになるかと思えます。その時期についてははっきりいたしません。予算課でございます総務課、そして土木建設課、そして建築課、工事担当発注課とあわせて協議をさせていただいているところでございます。

○川上委員

あなた方は工事の役割分担を不思議な役割分担をしてるんですよ。さっき私は品質と地元業者育成という二つの点があって、これについては分離分割発注というのは大事ですねと話をしたんですけど、私が言ってるだけではない。あなた方が言ってるんですよ。そうすると、全体で今の段階で1億7千万ぐらいの事業ですから、分離分割しますよね。常識的に考えると、こういう断面とするでしょう。ここは建築が思いやり駐車場を基盤から構造物をつくることになってると。だからこれは、その1ですよ、いわば。その2はまだ大きいわけですよ。だから、縦に切るよね。その2、その3と切るのが普通だと思います。ところがあなた方は、路盤と舗装に割ったわけでしょう。しかも舗装は、思いやり駐車場のほうまで発注したよね。発注というか、工区を割ろうとしたわけでしょう。だから、当然ここで矛盾が生じるでしょう。思いやり駐車場のほうで。どうしてこういう私が言ったような分離分割をせずに、じゅうたんみたいな分離分割発注の仕方をしたのか、お尋ねします。

○土木建設課長

まず分離分割につきましては、先ほど申しましたように、9月末までの標準工期を勘案しますと、分割をする必要があるというふうな考え方に基づいております。さらに、今回の分割方法につきましては、今おっしゃられますとおり、縦に分離しますと非常に工事用車両の侵入路が1カ所に限られている現場でございます。作業ヤード等を含めますと、そういった分離分割が非常に困難だろうというふうな見解に至ったものです。その中で、当時の考え方として作業工程上ではございますが、表層のみを分離して発注することは可能だろうというふうに判断して分離をしたものでございます。

○川上委員

分離して発注することが可能だろうと考えたのは後にわかるけど、間違っていたわけですね。どうですか。

○土木建設課長

当時、発注の段階では可能というふうに判断をしておりましたけども、品質あるいは施工管理上、そういう面で配慮が足りなかったというふうに考えております。

○川上委員

私が言ったように、エリアごとに切るやり方に問題がありますとか言ったんだけど、あなた方は路盤と舗装と分ければ大丈夫だと思ったけど、実際は間違ってたわけですよ。問題は、なぜ分けられると考えたかですよ。なぜ分けられると考えたんですか。

○土木建設課長

当時の判断といたしましては、作業工程上、上下分離は可能というふうに判断したものでございます。

○川上委員

ここに9134万の契約書があるんだけど、(株)サカヒラに最終的に落札してくじ引きでとっていただくけど、これは3月6日の契約でしょう。3月7日から工期が始まって9月21日までなんです。10月供用開始でしょう。そうすると10月1日の供用開始まで10日残して工事が終わるようになってるわけですよ。ちょうどいいじゃないですか。この契約書の中には、舗装まで入った契約じゃないんですか。舗装まで終わらせる内容の契約書じゃないんですか、この金額は。路盤だけじゃなくて、この工期を見たら、そう思うんだけど、どうなんですか。

○土木建設課長

現在、契約をさせていただいております契約内容につきましては、路盤までの工事契約内容でございます。舗装まで含めた形のものではございません。

○川上委員

おかしいでしょう。あなた方は10月供用開始が至上命題だということ、このような変な分離をしたわけですよ。ところができ上がるのは舗装が別というのであれば21日ではないですか、路盤整備が。10日で舗装が終わる予定だったんですか。そこをちょっと聞かせてください。

○土木建設課長

9月21日までの工期となっております。その中で作業のほうを順調に進めていただきまして、できるだけ早く竣工していただきたいというふうな考え方でございました。また施工ヤードといたしまして、駐車場内、要するに車両がとまる部分と、周辺の歩行者が使います歩道部分というふうなことはございますので、まずは、駐車場内のほうの整備を進めていただき、外周の部分を9月21日までに完了していただければ、さきに舗装工事を施工することは可能だろうというふうに発注段階では、そういった考え方を持っておったところでございます。

○川上委員

じゃあ、入札はいつするつもりだったんですか。舗装の入札をする時期予定はいつですか。

○土木建設課長

舗装の発注時期といたしましては、基本的には6月中に発注をする予定でございまして、現在、一部分的に思いやり駐車場を初め、供用開始する必要性がありましたことから、6月末には発注するというふうな考え方で持っておりました。

○川上委員

それはいつまでそう思ってたんですか。6月末には舗装の入札をかけたいと思っていたのはいつまでそう思ってたんですか。それはやめた時期でもあるんだけど。

○土木建設課長

その考え方につきましては、作業工程で考えておったものですから、基本的には当初から、そういった作業工程上の考え方でございます。

○川上委員

質問の仕方を変えましょう。あなた方は結局、3千万以上かかる舗装工事、3800万ぐらいかかる舗装工事について入札しようと思ったけど、やめたんよね。現実には。思いやり駐車場のほうのアイ・インテリアと、それから今、現に路盤工をやっているサカヒラに名指しで、あなたに舗装もしてもらいましょうという、入札をせずに、随意契約を結んだわけでしょう。その経過をちょっと聞かせてくださいよ。そしたら先ほど言ったやつがわかるでしょう。

○土木建設課長

まだ本庁来庁者駐車場整備が現場着手をされまして、4月中旬ごろになりますけども、庁舎内のほうから施工現場が見えますので、それを見ながら、都市建設部長のほうと私ども話をしながら、工事の状況を見ておりました。今後、舗装工事をしなければならないというふうなところで、この工事内容が表層のみの工事になりますことから、舗装や整備済構造物に不具合が生じた場合の瑕疵責任はどうなるのかというふうなことが話題となった時期がございました。そういったところで、土木建設課内でその対応、瑕疵責任の範囲を明確にするというふうな考え方について、調整いたしまして、都市建設部内の意向といたしましては、随意契約の方向を考えたものでございます。それにつきましては、5月中旬ぐらいの考え方であったかと思えます。それを予算課でございます総務課、そして契約課のほうにそういった内容確認をいたしまして、5月23日に副市長のほうに説明をさせていただいております。最終的には、6月13日に行われました業者選考委員会のほうで、その随意契約の方向について、決定したものでございます。

○川上委員

あなたの答弁を聞いてると、3月6日契約に至るまでの間は、路盤と舗装は分離発注できると。舗装も入札すると考えておりましたと。ところが、本庁舎の5階でいろいろと工事を眺めておいたら、これは傷がある場合、工事に失敗した場合、瑕疵担保責任は、だれがどのように補償するのかなと、はっとしたということなんですね。そういうものですか。瑕疵担保責任についての考え方は。工事が始まって眺めとったら、これはまずい。じゃあ、路盤工事をやっている業者に上までやってもらったら、丸めてやってもらえるかなとそういう考え方でいいんですか、瑕疵担保責任の考え方というのは。工事の途中で考えるわけ。最初に考えるんじゃないんですか。どうなんですか。

○土木建設課長

委員のおっしゃられますとおり、そういうふうな考え方については事前に十分に把握してやるべきだったというふうには考えております。配慮が足りなかったということにつきまして、反省をしておるところでございます。

○川上委員

あなた日本語はわかる。配慮とは何ですか、配慮が足りなかったというのは、だれに対する配慮が足りなかったんですか。どういう言葉の意味ですか。その配慮が足りなかったというのは。最近は何度とかよく言う人がおるけど、配慮が足りなかったという意味は。ちょっと答弁し直してください。

○土木建設課長

言葉が適切ではなかったかと思います。その辺についてももう少ししっかり考えて対応するべきだったというふうに考えております。

○川上委員

誤りだったと認めなさいよ。あなた、随意契約は地方自治法の何に基づいて、随意契約をやろうという決意をしたんですかね。

○土木建設課長

随意契約の理由といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項6号、競争入札に付することが不利と認められるときの考え方といたしております。

○川上委員

瑕疵担保責任の問題と市が不利になると認められるときと、どういう関係があるんですか。完成後の瑕疵担保責任の所在が不明瞭になる。このことと今言われた不利と認められるときはどういう関係があるんですか。

○土木建設課長

その考え方といたしましては、飯塚市随意契約指針がございます。その中での考え方といたしまして、前工事と後工事とが一体の構造物の構築等を目的とし、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事があり、今回工事では先行発注の土木工事と舗装工事間で起こりうる完成後の不具合について、瑕疵責任の範囲が不明確となることから、密接不可分な関係にあると判断し、随意契約とさせていただいたものでございます。

○川上委員

基礎をつくります。舗装をします。どういう障害が予想されますか。あなた方の言う瑕疵は、どういう瑕疵が想定されますか。

○土木建設課長

完了後に考えられる不具合といたしましては、舗装面にできるひび割れ、たわみ、あるいは陥没、既設構造物への影響などが考えられると思います。

○川上委員

既設構造物への影響はないですね。関係ないでしょう。この工事の役割分担からいって。それから、たるみ、そういうのは起こったことがない。だからその有料駐車場だって起こったことはないでしょう。ここにあなた方の随意契約指針があるじゃないですか。契約課がつくってるやつ。これを見てると想定外ですよ。駐車場のことで、瑕疵担保責任で一体じゃないといけないというのは書いてない。ちょっと契約課で読み上げてください。ほかの方にわかるように、8ページに書いているでしょう。どういう事例の場合に、一体でなければならぬとか書いているのか。

○契約課長

先ほど土木建設課長が答弁いたしましたけれども、この6号関係での中で、今回該当する部分について読み上げさせていただきます。前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できると認められる場合となっております。前工事と後工事とが一体の構造物の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事としております。例といたしましては、長期継続する工事、これはダム工事、排水機場工事、それから、同一の出入り口を使用するトンネル工事、共同溝工事、それから橋梁

上部製作工事に対する橋梁架設工事、デビダグ等の橋梁下部工と上部工が一体となる工事、基礎工事に対する躯体工事、軟弱地盤改良工事に対する盛土工事、シールド工事の一時覆工工事に対する二次覆工工事、ゴム堰の下部工事に対する堰本体据付工事、建築工事における躯体工事に対する仕上工事、建築設備工事における配管、配線工事に対する関連機器工事、特殊土壌改良工事に対する植栽工事、樹木の根まき工事に対する移植工事となっております。

○川上委員

今わかったでしょう。だから、そもそも路盤と舗装に分離したのは、私は間違いで、エリアで切るのが正しいと思うんだけど、それにしても舗装を随契6号で、該当させようとするのは無理があるでしょう。あなた方が出している例示の中にないでしょう。これはトンネル工事とか、排水機とかもうとんでもない大型のものですよ。舗装にちょっと車のわだちがつくとか、そんな話じゃないんですよ。舗装にわだちができたら舗装工事の責任というのは明らかではないですか。だから該当しない者にあなた方がなぜ無理に該当させたかということですよ。入札をしない理由にならんわけです、これは。これによって、路盤工を9200万円を受けていたサカヒラが、あなた方のこういう該当しないものを無理に該当させる行為によってあらたに入札もなしに3294万円の請負代金を受け取るという結論になっているんじゃないですか。またアイ・インテリアは442万円。舗装工事をこの2者が随意契約に該当しないのに、あなた方の行為によって山分けするということになったんじゃないんですか。このようにあなた方が、1月末に失敗した工区割を事しようとしたのがこの実態じゃないんですか。副市長はどう思われますか。

○副市長

先ほど来、担当課長が答弁しておりますように、路盤工と表層アスファルト工、これは当初発注するときには分けて発注しておりますけど、途中で、先ほどからご指摘受けておりますように、当然、言われますように、縦で割るといのはなんらかの形で瑕疵担保責任が出てくるんじゃないかというようなことで担当課を含めて、建設部内で協議いたしまして、私も報告を受けました。いろいろ技術的なことも、事務屋ですので、完全にわかったわけではございませんけど、いろいろ部長たちから聞きながら、やっぱり前工事と後工事の責任の範囲がはっきりさせようと、不明確じゃだめだということで当初発注の段階で、やっぱり、もう少し慎重に考えて発注すべきだったんじゃないかというようなことで、いろいろ担当部長に対しても、職員の指導をちゃんとしてくれというようなお願いしながら、こういう形の随契になっております。それで、随契ということでありましたけれど、変更工事は30%以上の設計については、変更はできないというように国交省のご指導もありますので、別途工事として起案し、随契させていただいたという状況でございます。

○川上委員

私が言ったのは、工区分けの段階で分離の仕方が間違っただけでしょうと。それで矛盾が生じると。それをあなた方は、事するために、適切でない随意契約理由書を作って自分たちが持っている指針にも反して、これが該当すると言い張って、今もいるんじゃないかということ言ってるわけですよ。あなた方が言っている、くどいけど6条の2項の基準、指針の中には、駐車場のこの程度のもの問題については例示してないでしょう。あなた方がわざわざ格付まで変更して、S I等級にしたサカヒラ、これが運よくくじに当たったのかどうか知らんけど、そういう業者が仕事してるわけでしょう。路盤の段階で瑕疵が生じるわけないでしょう。このぐらいで。このぐらいで瑕疵が生じるようなことがあったら、等級落ちですよ。絶対に起きない。例示にないんですよ。その上で舗装があります。何か知らないけど、舗装にひびが入る。たるみができる。舗装工事の問題でしょう。でも、これを瑕疵担保責任という名のもとに

言えば、サカヒラに重ねて3200万円のお金を渡せるということになるんじゃないんですか。そういうふうに、市民は見る場合があるんじゃないかという指摘をしているわけです。だから随契理由は成り立たないということ言っているわけですよ。それで、過去のあなた方の6号の随契、この6号で行った随契の経過から見ても、これが非常に異常だということがわかると思います。過去の随契をやった工事の時期と名前と、受注者、それから、なぜそれが6号に該当するのか、紹介してください。

○契約課長

ご質問の件でございますが、直近5年間の部分をご説明いたします。まず平成26年度、契約日が平成27年3月13日、工期が平成27年3月31日となっております、(仮称)街なか交流健康広場整備(厨房設備)工事となっております。契約金額が561万6千円で、舞鶴設備工業株式会社となっております。続きまして平成27年度でございます。平成27年5月19日に契約いたしまして、工期が平成27年6月30日までとなっております。(仮称)街なか交流健康広場整備通路屋根等工事となっております、契約金額が918万円となっております。受注者は株式会社春田建設となっております。

次に、平成27年度でございますが、契約日が平成27年8月17日、工期が平成27年10月16日までとなっております、工事名が赤坂地区調整地新設2工区(その2)工事となっております。契約金額につきましては、4492万8千円となっております、受注者は有限会社荻原建設となっております。

次に、これも平成27年度でございますが、契約日が平成27年8月18日、工期が平成27年9月30日までとなっております、工事名が飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校仮設進入路補強工事となっております。契約金額につきましては、2639万5200円となっております、受注者は、鉄建・九特・赤尾特定JVとなっております。この6号随契の理由といたしましては、大変申しわけございませんが手元に資料がございません。

○川上委員

片峯市長、梶原副市長もそうだけど、6号随意契約というのは、非常に、少なくとも近年は適当に扱われている疑いがある。いま答弁があった4つの工事、指針の例示が12あるけれども、どれにも該当しないです。この工事は、27年ですよ、全部。27年なんですよ。指針を最後に改定したのが27年度末、3月7日に改正してるんですよ。だから、あなた方がこういう事例、今言われたような事例、それから先ほどから問題にしている舗装のことも入れるべきだと考えれば、入れられたはずなんですよ。でも入れてない。入れてないけど、舗装は、強引に該当すると言い張っているわけですよ、今も。どうしてこういうことが起こるのか。自分の金じゃないからでしょう。随意契約というのは、基本的に原則外行為なんですよ。基本的に競争入札なんですよ。特別な事情が生じたときに許されるやつなんですよ。特別な事情に該当してないと思われるけど、今回の舗装のこと。過去のこの4つについてもちょっと答弁してください。該当してますか。該当するとすれば、この12の黒丸のうちのどれに該当してるか言ってみてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:46

再開 11:48

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほど、この随意契約指針という中で、先ほどの舗装のところで申し上げた部分につきましては、外させていただきます、そのほかに6号に該当する理由というところで、現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できるなど、有利と認められるときというのがまず一つあります。2番目は先ほど申し上げた部分でございます。それと、3番目に他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で当該施工中のものに施工された場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合というものがございます。それぞれ今例示のところのということで、今ご質問がっておりますけれども、それぞれその都度ごとにこの指針のほうに例示を入れていくかというようなこともございますけれども、あくまでも代表例として、この中に掲げさせていただいております。先ほど申し上げました4つの過去の6号随契でございますけれども、この中に該当するという判断をもちまして、随契をさせていただいているものと考えております。

○川上委員

るお尋ねしてまいりましたけれども、この間の片峯市政のもとの入札制度改革、私は改悪と思わずずっと指摘してるけど、例えば、格付の制度変更があった。それから総合評価方式、これらによって、強い者はより強くなる本当の地元の業者は、弱い地元の業者はますますすたれていく、衰滅していく。そういう道をたどらされようとしている。これは、そういう流れになるように、あなた方が新しい制度を導入したわけよね。それを抑制する措置が格付制度であったんだけど、それもとっばらう。そういうことをやる。一方で、随意契約については、指針にもないようなことを持ち出してきて、そしてそういう特定の力を持った業者に有利なような計らいを事実上していると。新しい制度は持ち込んで従来そのブレーキをかけていた制度はこわしてしまっ、そして今ある指針をないがしろにして、そしてまで特定勢力を応援する。今の飯塚市政の一つの断面が、この半年間のこの2つの事業によっても浮き彫りになったというふうに思います。それで、こういう一部の強い者をさらに強くし、弱い者衰滅させていく市政運営を公共事業の分野において、まだ続けていくつもりなのか、改めるつもりなのか、片峯市長に答弁を求めたいと思います。

○副市長

強いものをさらに強くする。弱い者は当然つぶれていくというようなご意見のようでございますけど、我々は特定業者のために行政を行ってるわけではございません。先ほども質問委員も言われましたように、ここの駐車場につきましてはくじ引きでとっております。おっしゃってる業者が。その業者だから随契に出したということは一切ございません。ほかの業者がとられても、今回のような措置をしております。今後とも、市内業者育成には十分配慮しながら行政執行をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

まるで反省がないということがよくわかりますよ。あなたは業者選考委員会の責任者で、こういう工区割りをしておいて、その失敗を今度の随意契約指針からも逸脱したことをしようとして、だれに律したんですか。そのことを言ってるでしょう、さっきから。今15億円とか、3億円とか、80何億円とか気軽に言ってるけど、例えばコミュニティバスをもとに戻して、バス停をふやして、山間部でも回れるようにしましょうと、幾らかかるんですか。4900万円だったでしょう。飯塚市全体でも。そういうお金ですよ。全体として財政の見通しも、わけもわからないと言っていいぐらいですよ。150億円を60億円にし、さらに5年後には19億円まで減らして行って、どうするのか自分でわからないというような状況の中で、入札制度そのものがこのようなありさまでは、無駄遣いがとまらないんじゃない

かと。片峯市長、答弁することはないんですか。この本質問題について、市政運営の基本について答弁することはないかと聞いてるわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 54

再開 11 : 54

委員会を再開いたします。

○副市長

業者選考委員会の委員長として、先ほど申しましたように、一部の企業のためにしている行政ではございません。確かにとっている方が1番ランクの大きい方かもしれませんが、これはくじ引きでとらっしゃったから、我々が作為的に1番大きい業者に発注したわけでもございません。随契につきましても、取った業者が今言われるような業者さんだから随契したということもございません。結果的に、確か指針には、ちょっと逸脱しているとかいろいろ言われておりますけど、例示については、代表的なものを例示させていただいておりますし、先ほど言いましたように、1から4番までの項目に対して検討した中で随契させていただいた結果でございますので、今後とも、先ほども申しましたように、市内業者育成、それから入札制度についても、これがすべてとは考えておりません。その都度見直しをさせていただきたいし、総合評価方式につきましても、先ほど答弁させていただきましたように、該当するような企業の方たちと、今後どういうふうな形でやっていけばいいのか、勉強会を交えながら、よりよい方式をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

どうしても片峯市長が答弁できないということのようですから、きょうの調査、質問の締めくくりにしますけど、総合評価方式は試行ですから、やめてください。立岩交流センターについては、重ねて提案し、要望もします。総合評価方式でないやり方でやれば、供用開始予定日までにはできるでしょう。適正価格で品質も確保されて、従来どおり。それから、随意契約については、工区割りの失敗を糊塗するような指針からもはずれたような随意契約の理由付けというのはもう明らかですよ。さっき言ったように、指針には代表的なものしか書いてないとかいうけど、それはなぜ書いてるかというのと、それを大事にしなさいということでしょう。あなた方は別のものも入りたいと思えば入れる機会はいくらでもあったでしょう。だから逸脱してるのは明らかなんですよ。そして、だれを律しているのかと。前市政のもとでは到底できなかったことが片峯市政のもとで、今大手を振ってまかり通っているというこの事実、その思いをいたさないかんですよ。このことを指摘して、きょうの質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくこととし、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 58

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「イオン穂波店PRブースの設置について」、報告を求めます。

○情報政策課長

「イオン穂波店PRブースの設置について」、ご報告させていただきます。

資料上段の1、目的をお願いいたします。イオン穂波店に市のPRブースを設置することにより、より多くの市民の皆様方に、市のイベントや行政情報を知っていただく機会を設けることで、市民サービスの向上に繋げることを目的とするものでございます。本市に対して、イオン穂波店から、PRブースの設置について依頼があり、電気代の実費部分は市の負担となりますが、テナントを無償で貸与していただけるとのことでしたので、PRブースの設置について検討し、設置することといたしました。

続きまして、2、名称につきましては、誰が見ても、何をする場所か分かりやすい名称とするため、「いづか イベント・情報コーナー」といたしております。

続きまして、3、設置期間につきましては、本年、2018年10月から2021年9月までの3年間を予定しております。PRブースのオープンにつきましては、10月下旬を予定いたしております。

続きまして、4、設置場所につきましては、イオン穂波店の2階北東側でございまして、面積は、33.10平方メートル、約10坪でございます。

続きまして、5、利用方法につきましては、現在、庁内各部署と協議、調整中でございまして、想定される利用方法としましては、例のとおり、本市のチラシ及びパンフレットを常設、各イベントのパネルを展示、お盆や年末年始の帰省の時期に移住・定住の動画を再生、うちエコ診断や相談業務等を想定いたしております。

以上で、イオン穂波店PRブースの設置について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成30年7月豪雨について」、報告を求めます。

○防災安全課長

平成30年7月豪雨による災害状況について、その概要を報告いたします。7月5日から7日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では7日早朝には多いところで総雨量が580ミリメートルに達しました。5日に降り始めた雨は、6日より本格化することが見込まれたため、本市では5日の通常業務終了後も必要な職員により気象、河川情報を収集するとともに、警戒態勢を強化し、21時30分に災害警戒準備室を設置しました。6日早朝に洪水警報が発令されたことや、収集した雨の降り方を考慮し、災害警戒本部を設置いたしました。その後、国の土砂災害警戒情報、県の土砂災害危険度情報や河川水位等の情報に基づき、6時45分に飯塚市全域に避難準備情報を発令したことに伴い、17箇所の指定緊急避難所を開設し、避難勧告、避難指示を順次発令するとともに、市長より防災行政無線で2回、避難の呼びかけを行いました。避難指示発令後、避難者の増加に伴い避難所を増設し、最終的に合計36箇所を開設いたしました。翌日7日に収集した気象、河川情報や警報解除に伴い、浸水状態が続く潁田地区を除き避難指示を解除、その後、潁田地区の浸水状態がな

くなったため、全解除いたしました。翌8日からは民地調査、清掃活動、被害箇所の調査を実施するとともに、10日から20日までの間は被災者支援のため、総合相談窓口を、本庁に開設を行い、23日から罹災証明書の発行を開始しております。今後は関係団体と連携を図りながら、被災されました市民の皆様に寄り添った対応を心がけてまいります。

続きまして、提出いたしております資料に沿って概要を説明させていただきます。なお、資料につきましては現在集約中の資料もありますので、今後変わりうると見込まれますが、7月27日、17時現在の速報値としてご理解いただきますようお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。災害被害状況については、上から人的被害の順に、それぞれの区分ごとに飯塚市全体の被害集計数を記載しております。人的被害につきましては、ハイツ入り口国道の陥没による負傷者2名となっております。

次のページをお願いいたします。警報発令状況一覧表については、それぞれ発令した地区と時間を表示しております。避難準備は全域に、避難勧告、避難指示は3回に分けて、解除は2回に分けて発令しております。右側のページをお願いします。災害避難者報告については、7月5日に穂波交流センターの自主避難者から始まり、24日18時10分に最後の避難者がいなくなるまでを時間ごとに記載しております。この中で、避難指示を全域に発令後の6日22時に、全避難所合計で2103名がピークとなっております。

次のページをお願いいたします。7月豪雨行動記録については、7月5日、12時20分に発令された大雨警報、洪水注意報から記載しております。災害対策本部は6日、7時20分に設置し、本部会議を12回開催しております。27日、17時に本部を解散しておりますが、災害復旧業務は現在も継続しております。

次のページをお願いいたします。左側のページです。降水量及び水位等調べについては、7月5日の降り始めから7日までの調べとなっております。これは国の水位観測所で遠賀川にある川島橋で観測された記録となっており、6日16時から21時の間は氾濫危険水位を超えておりました。最高水位は6日18時40分の6.16メートル、1時間当たりの最高雨量は14時と15時の35ミリ、累計雨量は451ミリとなっております。右側のページをお願いします。被災者救済制度については、災害発生後から始めた制度を記載しております。これは、水害ごみ処理などの直接、被災者に情報提供したものや、市報8月号に掲載しているものを一覧表で表示しております。

次のページをお願いいたします。災害ボランティア関係については、7月9日、10時に飯塚市社会福祉協議会により設置し、11日間の活動で39件の被災者からの要望に対し、延べ326名のボランティアが活動した記録となっております。また、同じ表の右側の災害時生活必需物資等供給は、避難準備発令後、避難者に対し供給した食料品で、6日から24日までの19日間で累計2516食分を提供しております。右側のページをお願いします。総合相談窓口受付集計表については、10日から20日まで市役所2階ホールに設置した窓口受付件数となっております。また、同じ表の下にあります災害見舞金交付については、29日より交付を開始しております。飯塚市交付分487件、福岡県交付分399件となっております。なお、この件数につきましては7月18日現在で記載しております。

次のページをお願いいたします。左側の表です。各排水機場運転開始時間、運転開始水位については、所管分の記録を記載しております。また、その下にあります、市営住宅一時入居状況一覧表については、被災者の市営住宅へ一時入居している状況となっており、8団地16世帯、34名であります。右側の表です。災害ごみ・消毒・し尿処理状況一覧表については、7日から27日までの状況で、それぞれの累計が、ごみ処理91万6230キログラム、消毒件数581件、し尿処理件数618件となっております。

ます。

次のページをお願いいたします。7月豪雨検証については、7月27日13時より市役所2階多目的ホールにおいて、災害対策本部に関わる班長以上の人員及び消防、警察、自衛隊、社会福祉協議会により、7月豪雨の検証会を開催した内容の総括を記載しております。この検証会でいただいた意見につきましては、今後の防災対策に反映させてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

被災状況7月27日現在という資料を見ました。この中で被災されたところはどちらも大変なんですけれども、そのうち幸袋地区の被災数の比重が大きいと思うんですね。これは、幸袋地区といっても広いと思うので、この内訳がわかりますか。

○防災安全課長

内訳については、現在集計中ではありますが、主に柳橋が多いかと思われま。

○川上委員

細くなったらいけませんけど、幸袋地区の中の柳橋の数字を教えてくださいませんか。

○防災安全課長

自治会別の被災者数につきましては、現在集計中ですので資料等がまだまとまっていない状態にあります。

○川上委員

私も柳橋には6日の夕方、ちょっと車で行こうとしたんだけど、県道の庄司方面がもう通行止めで、三軒家のほうはいけそうだったので行きかかったんだけど、これは水没するなと思って、Uターンしました。郵便局の前におりましたら、パトカーがものすごいスピードでいきましたね。それから、消防車が3台続けて行って、そのあと救急車もいったんですよ。どこに行ったのかな。柳橋に行ったのかなという気はしましたが、それで、本市は庄司川調整池整備事業の設計段階に入っていると思うんだけど、これはどういうところまで今きておるか、お尋ねします。

○土木建設課長

庄司川調整池につきましては、それにかわる効果性のある事業の見直しということで、現在、その委託の発注を行っているところです。まだ業者の方は決まっておられません。

○川上委員

事業は5カ年計画だったと思うんだけど、これがもう少し進捗しておれば、もう少しというか全然進捗してないんで、手がついておれば、緩和されたのではないかと思うけど、県事業の見通しはどんなふうでしょうか。

○土木建設課長

県事業につきましても、下流側のほうから随時、施工のほうを行っているところがございます。予算のつきぐあいといいますか、それによって左右されているような状況でございます。今後については、積極的に予算確保に努めていただきますよう要望していきたいと考えております。進捗率といたしましては、現在、最下流の国道200号にかかります橋のほうに取りかかるというふうなことで、河川といたしましては、衛生処理場と飯塚市の終末処理場の間の部分がございます。その部分については一部拡幅が完了しているところがございます。

○川上委員

その横の道路にかかる橋の拡幅、それからもう一つこちらの拡幅がネックになったままと。それはお金の問題なんですか。何か技術的な用地買収とかいうふうに聞いているけど、お金があれば突破できる話なんですか。

○土木建設課長

事業計画のほうとしては、もう少し早目の進捗を図れる予定であるというふうに聞いております。その中で事業費の確保というのが予定どおり進んでないというふうに県のほうからは聞いております。

○川上委員

そうしたら県がお金をきちんとつけば技術的な困難はないということだろうと思うんですね。本市の庄司川調整池整備事業、実は調整池をつくらないという事業と聞いておりますけど、県事業と市の事業が一体的に進むならば、その他のこともあるでしょうけど、津島から目尾に抜けていく生活道路が冠水をまぬがれるようにならないかなということなんですけど、それで一つ提案含みで質問するんだけど、柳橋の公民館がこのぐらいですね、2メートルぐらいあるんじゃないでしょうか。そこまで浸かったんですね。従来から浸かる地域ではあって、もう何十年と改善を求められてるんだけど、ここまでというのは想定外も甚だしい状況なんですよ。それで、地元の自治会長さんと現場での立ち話ですけど、公民館を果たしてここ置いていいんだろかと。水没を常習的にやってるし、今後も浸からない保証がない中で、被災があったときはここを本拠地にして炊き出しをしたりしないとかんわけでしょう。公民館を移設建てかえをするのに市が全面的に責任を負ってもらえないのかというような要望を聞きました。いろんな制度だとか、考え方があろうと思うんですけど、そういうことを、一遍研究してもらえないかと思うんです。国の制度の中で、道路を守るために老朽化した構造物があることが不都合というような場合は、税を投入して、財政出動して、除却するとか、あるいは移設するとかいうようなこともあるらしいんですよ。そういうことも含めて、一度通常の公民館建てかえで半額応援します。あとは地元でねというのとは違うメニューで市が全面的に、市というか公的に全面的に支援する公民館の建てかえを検討してもらえないかと思うんですけど、調査検討はいかがでしょうか。

○土木建設課長

現在の考え方としてはそういうふうなご要望があることは、私どものほうも聞いております。今後は私どもの課だけではなくて、市全体で、関係課を含めて、そういったことについて検討はしてまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの策定に係る経過について」、報告を求めます。

○総合政策課長

本年、3月26日に本市と嘉麻市、桂川町の2市1町間で協定を締結しております「嘉飯圏域定住自立圏」に基づく定住自立圏共生ビジョンを策定しておりますので、その進捗状況について報告させていただきます。

この嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏における圏域がめざす将来像とその実現に向けた具体的取組を示すもので、その素案を作成いたしております。共生ビジョンの素案につきましては、2市1町の外部委員で構成する検討会議を開催し、ご意見をいただくとともに、圏域住民の方々からの

意見募集を7月9日から実施いたしております。

素案の目次をお願いします。「共生ビジョン」につきましては、目次に記載しておりますとおり、「第1章 定住自立圏構想の概要」から「第5章 資料編」までの5章で構成いたしております。1ページの第1章は定住自立圏の概要となります。3のビジョンの計画期間は、本年度から2022年度の5年間といたしております。

2ページをお願いします。第2章は圏域の現状及び課題について整理したものです。2ページは「位置及び地勢」、3ページから12ページにかけては人口関係の現状と課題について整理させていただいております。13ページから25ページにかけては生活機能に関する現状と課題について整理しているところがございます。26ページは結びつきやネットワーク関係について整理いたしております。内容説明については省略させていただきます。

27ページをお願いします。「第3章 圏域の将来像」といっては、示しておりますように、「(1) 地域の魅力を積極的に発信できる圏域をめざします」、「(2) 地域の資源を有効活用し、住民の活力あふれる圏域をめざします」、「(3) 様々な世代の住民が安心して暮らせる圏域をめざします」、以上3つの項目を掲げさせていただいております。

28ページをお願いします。「第4章 具体的取組」に示しておりますように、施策の体系として国の推進要綱に基づき3つの項目を掲げております。一つ目といたしまして「生活機能の強化」、二つ目といたしまして「結びつきやネットワークの強化」、三つ目といたしまして「圏域マネジメント能力の強化」となっております。この項目に関連して11の項目21の具体的事業を設定し、圏域で連携し、推進していく事業を記載いたしております。説明は、総務委員会所管の事業のみとさせていただきます。

総務委員会所管では、「結びつきやネットワークの強化」の分野における「(9) 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進」の取り組みとして、「⑰地域資源を生かした圏域活性化の促進」や「⑱圏域外からの移住の促進」を推進して参ります。具体的には、すでに連携しています嘉飯都市圏活性化推進会議で取り組んでいる事業及び移住にかかるPR活動を圏域全体で行うなどの連携を計画いたしております。「(10) 消防・防災」の取組では、「⑳防災拠点等への公衆無線LAN環境整備の促進」を推進してまいります。「圏域マネジメント能力の強化」の分野における「(11) 人材育成」の取組では、「㉑圏域市町職員等の交流及び人材育成の促進」を推進してまいります。具体的には、職員研修を合同で行うなどの連携を計画いたしております。

なお、その他の個々事業の詳細については、29ページ以降に掲載いたしておりますので、説明については、省略させていただきます。今後のスケジュールといたしましては、3回目の検討委員会を8月に開催し、再度ご意見をいただくようにしております。その委員会の意見及び住民意見を踏まえ、2市1町の首長、副市長等で構成されます形成推進会議でビジョンの策定手続きを進めてまいります。

以上で、嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの策定に係る経過についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚の開催について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

「スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚」の開催について、ご報告いた

します。

それでは、提出いたしております資料をお願いいたします。今回開催されます大会は、去る6月20日に、九州工業大学情報工学部で開催しました「九州・アメリカ起業家セミナー」で講師を務めていただいた、シリコンバレーで起業家支援をしている世界的な投資家アニス・ウツザマン氏が代表を務めておりますフェノックス・ベンチャーキャピタルが主催するスタートアップワールドカップです。このスタートアップワールドカップは、平成28年度より開催されており、今回が3回目となります。世界30地域以上で地域予選が行われ、地域予選で優勝した企業は、2019年夏にサンフランシスコで開催される世界決勝戦に招待され、見事優勝した起業家には、100万米ドル、約1億1千万円の投資賞金が与えられる世界最大のスタートアップイベントです。

第3回目となる今回は、日本予選（東京大会）の前哨戦といった形で、九州大会を開催し、上位2者は東京大会への出場権を得るものと位置づけられており、その九州大会を、本市にごぞいます嘉徳劇場にて、フェノックス・ベンチャーキャピタルと飯塚市との共催で開催するものです。日時は、平成30年9月9日、日曜日、午後3時から午後5時を予定しております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。